

枚方市条例第 33 号

枚方市立サプリ村野N P Oセンター条例の一部を改正する条例

枚方市立サプリ村野N P Oセンター条例（平成24年枚方市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表2の表長期利用室1の項中「41,900円」を「47,100円」に改め、同表長期利用室2の項中「20,400」を「23,000」に改める。

附 則 [令和7年12月10日公布]

- 1 この条例は、令和9年1月4日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、令和9年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。